

令和 3 年 第 3 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 3 年 3 月 2 5 日 (木)

色麻町農業委員会議事録

令和3年3月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番号	担当	氏名
1	農政	高橋たえ子
2	農地	堀籠慶浩
3	農地	鎌田一宣
4	農政	早坂勝一
5	農政	渡邊義彦
6	農政	欠員
7	農地	菅原敏臣
8	農地	阿部きよ子
9	農地	大泉貞行
10	農政	早坂成弘
11	農政	畑中長悦
12		堀籠勝恵

・出席委員 12名 ・ 欠員 1名

・会議録書記 遠藤由美 ・ 事務局長 山田栄男

- 議決事項
- 第7号議案 農地法第3条の規定による許可決定について
 - 第8号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 - 第9号議案 令和3年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）の公表について
 - 第10号議案 農地の取得時における下限面積（別段の面積）の設定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名、欠員1名でございます。
定足数に達しておりますので、第3回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、7番菅原敏臣委員、8番阿部きよ子委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
第7号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第7号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記については、省略させていただきます。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地 王城寺字下川原〇一〇、地目 田、地積 3,061㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。
なお、当申請地は、米の作付けを行ってはおりますが、降雨時の水増しや土砂の流入が度々あり、そのたびに復旧作業が困難になっていたところ、譲受人がその農地を取得し、客土等の水対策を実施し、水稻以外の作物を作りたいとの希望があり、今回の申請となりました。
また、別段の面積、労働力の確保見込みもあり、要件を満たしているも

のと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地確認の報告を 9 番 大 泉 貞 行 委員よりお願いします。

大泉委員 それでは、番号 3 番について、現地確認の報告をいたします。

去る、3 月 1 0 日、担当委員 堀 籠 会長、早 坂 成 弘委員、それに私と、遠藤次長の 4 名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

採決に入ります。番号 3 番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号 3 番は可と決しました。

以上で、第 7 号議案、農地法第 3 条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議 長 **第 8 号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。**

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第 8 号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第

1 8 条第 1 項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記については、省略させていただきます。

議 長 **番号 2 4 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。**

- 事務局長 番号24番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字大原○ー○の内、地目 畑、地積 1,417㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者であり、隣接地を耕作している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 阿部委員 契約期間の期限に設定についてお聞きします。
- 事務局長 同じ契約相手方で他の契約があり、期限を併せた内容でございます。
- 議長 他にございませんか。
- 議長 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長 【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号24番は可と決しました。
- 議長 番号25番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号25番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新西原前○ー○ 外8筆、地目 田、地積 17,542㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 議長 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長 【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号25番は可と決しました。
- 議長 番号26番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号26番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新松木川○ー○ 外3筆、地目 田、地積 6, 665㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

議長 【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号26番は可と決しました。

番号27番から番号30番までは、私に関する議事でありますので、農地法第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席します。

議長 【会長退席後】

職務代理 それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

職務代理 お諮りいたします。

番号27番から番号30番については、借受者が同一であり、再設定であることから、一括して審議したいと思いますが如何でしょうか。

議長 【異議なしの声あり】

職務代理 異議なしとのことから、番号27番から番号30番は一括審議といたします。

職務代理 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号27番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、以後省略いたします。

設定をする土地の所在 四竈^{しんでんまち}字新田町○ー○ 外7筆、地目 田、地積 13, 713㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと利用権の再設定をするものでございます。以後、同様の理由のため省略いたします。

事務局長 番号28番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新上新田○ー○ 外8筆、地目 田、地積 12, 606㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長 番号29番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新地蔵堂○一○ 外22筆、地目 田、地積 45, 505㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長 番号30番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新柳町○一○ 外20筆、地目 田、地積 29, 678㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

職務代理 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

職務代理 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

職務代理 全員賛成ですので、番号27番から番号30番は可と決しました。
以上で、議長席を退席いたします。

【会長着席後】

議長 番号31番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号31番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字北谷地○一○ 外17筆、地目 田、地積 8, 111㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、同地区で認定農業者である ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。

事務局長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号31番は可と決しました。

議長 番号32番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号32番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷○一○ 外2筆、地目 田、地積 2, 381㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○
○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号32番は可と決しました。

議 長 **番号33番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号33番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新寺○ー○ 外4筆、地目 田、地積 10, 648㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○
○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号33番は可と決しました。

議 長 **番号34番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号34番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 吉田字江向○ー○ 外7筆、地目 田、地積 10, 011㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○
○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号34番は可と決しました。

議長 **番号35番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号35番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新本田○ー○ 外5筆、地目 田、地積 12,976㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号35番は可と決しました。

議長 お諮りいたします。

番号36番、番号37番は農地中間管理事業による賃貸借であり、機構の借入から貸付までを一括で行う方式によるものであり、審議も一括して行いたいと思いますが如何でしょうか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしにより、一括して審議いたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号36番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もり}守彦^{ひこ}さん、設定をする土地の所在 四竈字新赤欠○ー○ 外1筆、地目 田、地積 6,068㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長 番号37番、権利の種類 賃貸借、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上でございます。適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号36番、番号37番は可と決しました。

議長 **番号38番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号38番、権利の種類 売買、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益
社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もり}守彦^{ひこ}さん、設定を受ける者 ○○
さん、設定をする土地の所在 黒沢字千苺田○ー○ 外5筆、地目 田、地積 1
4, 390㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号38番は可と決しました。

以上で、第8号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案
のとおり可と決しました。

議長 **第9号議案、令和3年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）
の公表についてを議題**といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第9号議案 令和3年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）
の公表について。
上記について下記のとおり定めたいので審議されたい。

事務局長 本件につきましては、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第
6条第3項第1号に定める農業委員会が行う調査及び情報の提供に基づき行うも
のであります。

事務局長 それでは、次ページをご覧ください。

この件につきましては、2月の全員協議会で協議していただいたとおりござ

います。追加や変更点を申し上げますが、作業区分が「刈取・糶摺調整まで」については、摘要欄の赤線部分のとおり、色彩選別を含む場合は、1,000円増しとする。と記載いたしました。

次に、作業区分が「乾燥」の水分率を20%以下であったものを未満に変更いたしました。

次に、作業区分の「色彩選別」を新たに加え、単位を60kgとし、標準額を800円の設定といたし、摘要欄は単独作業と記載いたしました。詳細については、全員協議会のとおりでございますので省略いたします。

事務局長 次に、賃借料情報の提供（案）でございますが、この件につきましても2月の全員協議会にお諮りしたとおりで、令和2年で賃貸借が行われた契約額を集計し平均額を算出した結果であります。なお、それぞれの額は、前年と同額となつたしだいでございます。

以上のとおりご審議くださいますようお願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

早坂（勝）委員 刈り取りから調整までの色選の額と単独作業の色選の額では差があるが、考え方は。

事務局長 刈り取りから調整の色選については、一連の流れの中の機械作業であり、単独は色選のためだけの作業ですので、そこには差ができます。それを考慮した設定です。

大泉委員 これでよいと思います。800円でよい。

鎌田委員 色選単独の金額は持ち込みの場合と理解する。受託側が取りに行った場合はどうなるか。

会長 それは、両方で決めていただくものとする。

議長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、第9号議案、令和3年度農作業標準賃金額（案）及び賃借

料情報の提供（案）の公表については、原案のとおり決しました。

議 長 第10号議案、農地の取得時における下限面積（別段の面積）についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第10号議案、農地の取得時における下限面積（別段の面積）について。上記について下記のとおり定めたいので審議されたい。

記、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき、下記のとおりとする。

下限面積（別段の面積）は、農地法の規定に基づき、色麻町全域において50アールとする。

ただし、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく、新規就農の促進及び遊休農地の解消等を目的とする、空き家に付属した農地等で、農業委員会が農地を指定して公告した場合の下限面積（別段の面積）は、0.5アールとする。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

早坂（勝） 大変よいことです。
委員 広報は如何するのか

事務局長 広報誌、農業委員会だよりで広報し、空き家対策担当課と連携しPRしたいと考えています。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、第10号議案、農地の取得時における下限面積（別段の面積）については、原案のとおり決しました。

議 長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議 長 第3回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時42分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年3月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 菅原敏臣 ⑩

署名委員 阿部きよ子 ⑩